

第2回 歯科技工士の養成・確保に関する検討会	資料1
平成30年7月5日	

第1回検討会における各構成員の主な発言

1 主に歯科技工士の養成に関する内容

- 歯科技工士養成施設の入学者や卒業者が減少しており、歯科技工所や歯科診療所からの求人に応えられず、歯科技工士の供給が追いついていない現状。
- 各養成施設では、ホームページの充実、オープンキャンパスの開催、高校訪問等の取組みを通じて、入学者の確保に努めており、協議会としては、入学希望者が増加する方法のディスカッションを行うとともに、HPに動画を掲載する等の取組を実施。また、日本歯科医師会が運営する8020TVに歯科技工士の仕事を掲載。
- 歯科商工協会が主催する展示会に高校生を呼ぶという手段をとって見たが、余り良い結果が得られなかった。
- 養成施設の入学希望者が減少してきているのは、認知度の問題以外に歯科技工に対する魅力が減ってきているからではないか。制度自体を変えていかないと難しい。
- 近年の歯科医師と歯科技工士の国家試験の合格者の比率は、歯科医師1人に対して歯科技工士は約0.5人であり、今の歯科技工士国家試験合格者数は少ないとはいえない。
- 歯科技工士に関して長時間労働や低賃金というイメージがあることから、歯科技工士養成施設は進路の選択肢として敬遠される。
- 学生の質を上げていくことが必要である一方で、今の学生の考え方に合わせた教育を行っていくことも重要。
- 歯科技工士が認知されるようになっても行く学校がなくなると元も子もない。養成施設を守っていくことも重要なポイント。
- 歯学部・歯科衛生士養成施設との交流を盛んにして、ロールプレイングなどを授業に組み込むことが必要。
- 歯科技工士という職業の悪いイメージを払拭し、魅力のある教育にしてもらいたい。
- 歯科技工士の就労場所は医療施設と離れた環境である歯科技工所が多いため、歯科技工が医療に関わっていることが実感できる教育が必要である。

2 主に歯科技工士の確保に関する内容

- 免許取得者が12万人いるのにその3割しか働いていない。歯科技工士が社会に評価されていないことが大きな理由。
- 離職率が高いことに関しては、歯科技工士の職場環境や長時間労働などの課題を改善すべき。
- 歯科技工に対するやりがいだけでなく、労働環境も見直していくことが必要。また、従業員が継続して働けるような新人教育が必要。
- 日本の人口は減っていくが、高齢者数はそれほど減らないので、補てつ物や歯科技工の重要性は変わらない。行政的な側面からも歯科医療の確保は非常に重要。
- 歯科技工業が効率化されても、歯科技工士数は最低限キープする必要がある、養成施設は公的資金を使ってでも残していかなければいけない。
- 高度化が進んで歯科技工物の作り方とか大幅に変わると歯科技工業務がより効率化され、歯科技工士の業務量を軽減できる可能性がある。若い人たちが参入してくるかもしれない。
- 歯科技工士の離職状況と女性が遭遇するライフイベントによってどのように就業状況が変化しているのか分析が必要。
- 厚労科研では、歯科診療所で働いている歯科技工士と歯科技工所で働いている歯科技工士とでは、残業時間や職務内容の意識についても傾向が異なっている。
- 実際に大半が1人技工所なので、養成施設卒業後のビジョンを考えたときに難しいと感じる人が多いのではないか。
- 歯科技工士個人の問題だけでなく、歯科医師との関わりが経営上は重要。多角的な視点で対策を検討する必要がある。
- 特に女性は離職した後に復職することに対してかなりの不安を抱いている。CAD/CAMといった新しい技術の活用により、復職に関する不安を軽減することが可能。
- 歯科技工士が業務を行う上で、患者に会う機会が少なく、自分の仕事に対する評価が少ないため、歯科技工士という職業にやり甲斐を感じづらい。
- ICTの活用などを通じて歯科医療機関と歯科技工所を結ぶことにより、トレーサビリティとしての「歯科技工物作成者の見える化」を実施することが必要。
- 歯科技工士の認知度を上げるために、歯科技工物の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取り組みを行うべき。
- 就業歯科技工士のうち、他職種に転職したい理由として、給与の不满、労働時間の不满、将来性、健康面や人間関係が指摘されている。
- 短時間勤務の非常勤の歯科技工士を雇用するなど、多様な勤務体系に変えていくことも必要。
- 高齢化社会の中で歯科技工業務の在り方を少し見直すことが必要。法律を変えるということではなく医療に携わっていることが実感できるような環境にしてもらいたい。また、介護現場における歯科技

工士の業務のあり方を検討すべき。

- チーム医療を提供するにあたり、歯科医師、歯科衛生士だけでなく、歯科技工士がチームに参画して勤務する必要がある。若いうちはチームの一員として働く時期があってもいいのではないか。
- 無届けの歯科技工所は違法状態であり、国民に対して有害な歯科技工物が供給されうることから、歯科医師会、歯科技工士会としっかり連携を取って、行政機関として適切に対応していくべき。
- 歯科技工所に対する自治体職員の認識が足りず実態がよく分かっていない。自治体と歯科技工士会とが連携を取っていくことが必要。
- 歯科医療機関が保健所に届け出た歯科技工所であるかチェックが必要。